

議案第177号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年(2020年)11月27日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市条例第 号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年6月1日から施行する。

議案第177号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6) (略) 3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(6) (略) 3・4 (略)</p>

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)新旧対照表(第2条による改正関係)

※この新旧対照表については、第1条の規定による改正後の宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)を現行として作成しています。

現行	改正案
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

議案第178号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年(2020年)11月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年6月1日から施行する。

議案第178号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第2条による改正関係)

※この新旧対照表については、第1条の規定による改正後の宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)を現行として作成しています。

現行	改正案
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>5 (略)</p>

議案第179号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年(2020年)11月27日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第19条第3項及び第4項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第3項及び第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年6月1日から施行する。

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表 (第2条による改正関係)

※この新旧対照表については、第1条の規定による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)を現行として作成しています。

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>5～7 (略)</p>